

国立大学法人富山大学外国人客員研究員受入規則

平成18年4月1日制定 平成19年4月1日改正
平成20年7月22日改正 平成25年9月24日改正
平成27年4月1日改正 平成28年4月1日改正
平成28年4月21日改正 令和元年9月24日改正
令和3年3月30日改正 令和5年3月29日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における学術研究の進展及び国際交流の促進を図るため、本学での研究活動を目的に来学する外国人の学術研究者又は学識経験者（[国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則](#)第2条に規定する外国人研究員を除く。（以下「外国人客員研究員」という。））の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 外国人客員研究員として受け入れることのできる者は、次の各号に該当する者で、本学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有する者又はこれらに相当する研究業績を有する者とする。

- (1) 外国の大学、短期大学その他研究機関と本学との交流事業に基づく者
- (2) 外国政府、国際機関、独立行政法人日本学術振興会その他国内外の公的機関の国際交流事業に基づく外国人研究者
- (3) 前号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進するうえで適当と認められる者

(受入れの決定)

第3条 外国人客員研究員の受入れは、当該学部、教養教育院、教職実践開発研究科、研究所、附属病院、機構、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設又は保健管理センター（以下「部局」という。）の教授会又は運営委員会等の意見を聴いて、本学の教育、研究に支障の無い範囲において、当該部局の長が決定するものとする。

2 部局の長は、外国人客員研究員の受入れを行ったときは、速やかにその旨を別紙様式により、学長に報告しなければならない。

(受入期間)

第4条 外国人客員研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、部局の長が研究を継続する必要があると認めた場合は、受入期間を延長することができる。

(受入教員)

第5条 部局の長は、外国人客員研究員の受入れに当たっては、受入教員を定めるものとする。

(受入変更)

第6条 期間延長及び中断その他変更事項が生じたときに係る手続きは、第3条の規定を準用する。

(設備・施設等の利用)

第7条 外国人客員研究員は、本学の教育及び研究に支障のない範囲において受入教員指導のもとに研究に必要な本学の施設・設備等を利用することができる。

(給与)

第8条 外国人客員研究員には、給与は支給しない。

(事故等による損害)

第9条 外国人客員研究員が、本学の施設において災害その他の事故等にあった場合、本学はその責を負わない。

(弁償の義務)

第10条 外国人客員研究員が、本学の施設・設備等を利用し、その責に帰すべき理由により、滅失又は損傷したときは、その外国人客員研究員に弁償を請求することができる。

(研究成果の公表)

第11条 外国人客員研究員が研究成果を公表する場合は、事前に受入教員の了解を得なければならない。

(規則の遵守)

第12条 外国人客員研究員は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れの取消し)

第13条 部局の長は、外国人客員研究員が前条の遵守事項に違反したとき、又はその他の事由により研究を継続することができないと認められるときは、その受入れを取り消すことができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、外国人客員研究員の受入れに関し必要な事項は、部局の長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に国立大学法人富山大学において、受入れを承認された外国人研究者の取扱いについては、「外国人研究者の取扱いについて」の規定によるものとする。
- 3 この規則の施行日前に国立大学法人富山医科薬科大学において、受入れを承認された外国人客員研究員の取扱いについては、「国立大学法人富山医科薬科大学外国人客員研究員取扱要項」の規定によるものとする。
- 4 この規則の施行日前に国立大学法人高岡短期大学において、受入れを承認された外国人研究者の取扱いについては、「国立大学法人高岡短期大学外国人研究者受入規程」の規定によるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、研究部に受け入れている外国人客員研究員は、理学部、工学部及び医学部において受入れを承認されたものとみなす。ただし、受入期間については、この規則施行前の外国人客員研究員としての期間を通算する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

年 月 日

富 山 大 学 長 殿

部局の長

外国人客員研究員の受入れについて（報告）

標記のことについて、別紙「外国人客員研究員調書」のとおり受け入れましたので報告します。

(別紙)

外国人客員研究員調書

年 月 日

(フリガナ) 氏 名 生年月日	年 月 日 (歳)	国 籍	
		性 別	男・女
本国の所属 (国・機関名・職名)			
最終学歴 (国・機関名・専攻・卒業年月)		学 位	
職 歴 (国・機関・職名・期間)			
研究題目 及び研究 計画	(研究題目) 和文： 英文： (研究計画)		
受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
旅費の出途	渡航費		
	滞在費		
※在留資格 及び 期 間	在留資格		
	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)		
受入教員の 所属・職名 氏 名	(部 局 名) (職 名) (氏 名)		
備 考 (特記事項等)			

その他 (渡日後に必要な書類)

- 1) パスポートの写真のある頁の写し
- 2) 在留資格及び期間を明記した書類の写し (「※」欄は国際課で記入します)